

発言表

地方創生に関する特別委員会

白石洋一君（立民）

大臣・副大臣・大臣政務官

○野田の だ 聖子 国務大臣

○鳩山はと やま 二郎 総務大臣政務官

政府参考人

内閣府

三浦の み うち 地方創生推進事務局審議官

消防庁

荻澤の おぎ さわ 滋 国民保護・防災部長

①操法大会の訓練や出初式等イベント的な行事の負担感の軽減を求む！

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○石田委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 白石洋一です。よろしくお願ひします。

まず、消防団員の減少についてお伺ひしたいと思います。

もう数字のところは私の方が申し上げますけれども、今、大体、消防団員は全国で八十万。過去、一九五五年とか、戦後には二百万人程度だったのが、一九九〇年には百万人、そして今は八十万になつて、しかもそれが毎年一万人ずつ減つているわけですね。

一方、気候変動の影響か、大雨は襲来の数が増えているし、その被害は激甚化している。そして、特に地方にお住まいの方々が高齢化していて、助けが必要な人が増えているわけですね。

ですから、消防団員というのはもうこれ以上は減つては困る、特に若い人が減つては困るんですけど、けれども、しかし、消防団員の数だけじゃなくて、その内訳、若い人が実際に減つている、加入する

人が二十代が少なくなつてきている、三十代も少ないから、それが毎年毎年続くことによつて全体の構成がだんだん高齢化している。数は少なくなつていて、その内訳としても高齢化が進んでいる、これを何とかとどめて、反転していかないといけないというのがこの質問の問題意識なんです。

話を聞いていると、余り上の人には言えないんだけどもつとということ、消防団員の方が、操法大会の訓練、きびきびと消火するその訓練であるとか、それを披露する出初め式、地方によつては観閲式とかいろんな名前でありませうけれども、それらイベント的な行事があつて、その負担感がある、それで若い人は遠慮するということみたいなんです。

では、もつともつと収めていけば、縮小していけばいいんじゃないか。コロナなんかはその一つのきっかけになつたとは思ふんですけども、やはりそれができない、大胆にできないというのは横並び意識、隣の市町がそこまで縮小していないんだつたらうちもやらないといけないということ、ずつと続いているということなんです。

そこで質問なんですけれども、やはりそこは、総務省消防庁が声をかけて、訓練とか大会とか、イベントをもつと若い人が受け入れられるようにすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鳩山大臣政務官 御質問にお答えをさせていただきます。

操法大会に向けた訓練や出初め式等の行事については、従前から様々な議論があることを承知し

ております。

こうした行事等への参加が消防団員の過重な負担となることのないよう、また、消防団への入団をちゅうちよさせる理由とならないよう、各市町村や消防団において適切に対応いただきたいと考えております。

こうした行事等のうち、操法大会については、消防技術の習得や向上といった大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、団員に過度な負担がかからないよう、各主催者において点検や随時の見直しを行つていただきたい旨、総務省消防庁から助言をしております。

○白石委員 政務官、助言とおっしゃいましたけれども、これは通知で出ている。そのようにしてくださいというふうなお願ひが文書になつて出ていると思うんですけど。こういうふうな通知が出ていないということを消防団員の方は余り知らないんじゃないかな。

でも、やはりこれが一つの根拠となつて、上の方にも進言するし、首長さんにも、こういった形で国全体としてやっていますので縮小してくださいというところがあるから、通知が出ていないということを周知するということも大事なんじゃないかなというふうに思います。

次は、団員の手当なんですけれども、報酬の支払い方が、一旦団に下ろして、団がそれを配るといふような形で、これはやはり若い人にとっては嫌がります。えこひいきがあるんじゃないか、そういう公平性とかを考えてしまいます。やはり、今の時代ですから、自分の口座に直接振り込んで

ほしいということにすべきだと思うんです。

一方、幹部のところの運営費、幹部が主に差配して使う運営費というのは別途分けていくべきだと思うんですけれども、この辺りを消防庁としてはどういうふうにされていますでしょうか。

○鳩山大臣政務官 御質問にお答えをさせていただきます。

報酬等を消防団の運営費と別に措置した上で消防団員個人に直接支給することは、支給事務の透明化や団員の士気向上、団員の家族等の理解を得るためにも大変重要であると認識しております。

総務省消防庁としては、消防団員の報酬等の基準において、報酬等は、団員個人に対し、活動記録に基づいて市町村から直接支給する旨を定めるとともに、本来団員個人に直接すべき経費と、消防団や分団の運営に必要な経費は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであることを、各地方公共団体に対し助言しているところであります。

○白石委員 つまり、団に支給するということがNGだというふうに定めているということなんですけれども、でも実際は、直接支給化というのがなされているのは三割、四割だと聞いています。だから、もっと指導しないといけないと思うんです。

市町村は、定めるとされていますが、割と軽く受けているんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りは、政務官、いかがでしょうか。

○荻澤政府参考人 お答え申し上げます。消防庁におきましては、消防団員の報酬等の基

③団員を送り出している会社側への動機付けを！

準におきまして、年額報酬また出勤に応じて支払われる報酬の基準を定めているところでございまして、それと併せまして、今御指摘のありました直接支給、これを原則とすべきであるということ、これを徹底していただくように、この基準の中でも通知と併せて周知しているところでございます。

また、市町村に対して通知しているだけではなく、日本消防協会、これは消防団の全国組織でございまして、こちらの方からも通じて、各県の消防協会、消防団の方にも周知いただくようお願いをしております。

○白石委員 直接支給化を、今の三、四割を十割に目指して指導していただきたいと思えます。

そして、次は、消防団員を出している側なんですけれども、自営業の方が少なくなつて、やはり会社勤務で従業員が消防団に参加しているという人が増えているわけですね。大体、今や七四％、四分の三という統計が出ています。消防団員のサラリーマン化ということですが、その会社にとってもインセンティブがないといけないと思えます。

どういったインセンティブがあるのかということなんですけれども、ちよつと時間の関係から申し上げますと、例えば、消防団協力事業所表示制度というのがあつて、シルバーとゴールドがあつて、ゴールドで分かりやすいところというところ、消防団員が従業員のおおむね一割以上いて、最低五人以上であればゴールドの認定がされ、顕彰されると

いうことです。それは名譽なことですが、それだけじゃなくて、都道府県だとかあるいは市町村によつて金銭的な動機づけもある。例えば法人事業税の減税であるとか保証料の割引だとか、こういったことがあるということなんです。

政務官、質問、提案ですけれども、これらは、消防団員の減少を防ぐという意味から、国としてもバックアップする。例えば、特別交付税で、今ちょうど、もう来週ぐらいには出るんですかね、計算しているところなんですけれども、そこに、こういった金銭的な動機づけがあるということとを特別交付税の一つの要素にしたらいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鳩山大臣政務官 御質問にお答えをさせていただきます。

消防団協力事業所表示制度を導入している市町村は、令和三年四月一日現在、千三百四十団体であります。そのうち、協力事業者としての認定を受けた事業所に対し、入札参加資格の加算や報酬金の支給等の措置を導入している市町村は三百八十七団体となっております。

総務省消防庁としては、まずは、導入していない市町村に対し、この制度の積極的な導入を働きかけるとともに、制度導入済みの市町村に対し、入札参加資格の加算等、メリットとなる措置の積極的な導入を働きかけ、被用者が入団しやすく、また活動しやすい環境の構築のため、企業や事業所と連携した取組を進めてまいります。

また、消防団の力向上モデル事業において、企業と連携した全国の先進的な取組についても支援

④勤怠管理する事業所側にとって消防団員の位置づけのひな型を提示することを求む！

することとしております。

更に踏み込んだ対応については、地方公共団体や事業所の御意見も伺いながら、必要に応じて検討してまいります。

○白石委員 その検討の中に、是非、金銭的なバックアップ、特別交付税での加味というのを入れていただきたいというふうに思います。

そして、送り出す側として、団員である従業員がどういった位置づけなのかということも大事なところだと思います。

消防団員は地方公務員ですよ。民間の大体零細、中小ぐらいの会社が多いと思います。民間が出している。これが団員として活動しているときは地方公務員で、しかも兼業である。労働管理、勤怠管理もありますし、それらを律する労働規制も違うわけですね。

だから、労働規約、就業規約上、ひな型を消防庁として出して、こういった形で処遇していただきたいというものを出すということを提案するんですけれども、政務官、いかがでしょうか。

○鳩山大臣政務官 御質問にお答えをさせていただきます。

総務省消防庁では、消防団入団促進キャンペーンの一環として、企業や事業所向けの消防団員募集のリーフレットを作成しているところでありま

す。この中で、消防団の役割や活動、地域密着性、要員動員力、即時対応力などの消防団の特性、消防団員の処遇などを説明するとともに、企業や事業所との協力的体制構築の必要性、消防団協力事業

所表示制度の内容、消防団協力事業所となることのメリット、地方公共団体による支援策の実施状況についても説明し、各地方公共団体に配布しております。

今後とも、地方公共団体や事業所と連携して団員確保の取組を進めてまいります。

○白石委員 ちよつと違うんですけれども、要するに、消防庁としても事業所との関連があるわけです。さっき言った消防団協力事業所表示制度があつて、特にゴールドのところ、どういった就業規則で従業員を団員に送り出していますかということからヒアリングして、それらを集めてひな形みたいなものに消防庁がしたら、ほかの企業も取り組みやすいということを言っているんです。

その点、いかがでしょうか。

○荻澤政府参考人 今ほどございました消防団協力事業所表示制度の認定の要件等については、従業員が消防団活動に働きやすい環境づくりに努めていらつしやる、そういうような具体的な基準を市町村の方にも消防庁の方からお示しをしているところでございまして、そういった取組を更に広げてまいります。

○白石委員 時間が来ましたので、大臣にちよつと質問を用意していたんですが、最後に、構造改革特区で一つ、情報の提供や助言というのがあるんですけれども、本当に、市町村も大きなところから小さなところまでいろいろあります。ですから、いろいろな情報が欲しいんです。だから、こうやって規定でバックアップしているのはありが

たい。でも、それはえこひいきなくやっていただきたい。物になりそうなところを、たくさん親切に、懇切丁寧にやりながら、そうでなければ後回しにするということのないように、特に、地方の市町村というのは情報、助言が欲しいところがたくさんありますので、こうやって規定があるというこはいいことなんですけれども、そこでえこひいきなくやっていただくというところについて、一言お聞かせいただければと思います。

○石田委員長 持ち時間が参っておりますので、答弁は簡単に願います。

○野田国務大臣 しっかり取り組んでまいります。おっしゃるとおりだと思います。

○白石委員 ありがとうございます。